

## II 県民活動が求められる背景

### 1 わたしたちが直面する社会的課題

#### (1) 人口構造の変化と高齢化の進行

千葉県では、日本全国の例にもれず、近い将来人口減少社会の到来が予想され、団塊世代が高齢者の仲間入りをして高齢化が進むなど、社会構造の変化に直面しています。

県内の高齢化率（65歳以上の人口割合）は平成22年に20%を超え、平成37年には30%前後となる見込みです。とりわけ、いわゆる団塊世代が退職して高齢者層への仲間入りが始まり、現役世代の社会保障負担の増大が懸念されています。さらに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、家族や地域とのつながりが薄れ、孤立化が進んでいる状況です。

また、高い社会参加意欲をもつ元気な高齢者が活躍できる機会が十分にないことも課題となっています。

#### (2) 低成長時代のなかで懸念される地域の活力低下

1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、社会の成熟化や人口減少社会の到来、グローバル化が進む中で激化する経済競争などから、長期的な低成長時代を迎えています。

こうした中、本県でも高齢化の進行と生産年齢人口の減少が重なって、地域内の経済活動も縮小していき、やがては地域の活力低下につながることが懸念されています。

#### (3) 地域コミュニティの希薄化

古くから、地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有していました。しかし、本県を含め、戦後の急速な都市化で職住の分離が進み、また、個人の価値観の多様化が進む中、人間関係の煩わしさを避ける風潮から、地域内の交流、一体感、連帯感の低下が生じ、地域コミュニティの機能が失われつつあります。

#### (4) ハードによる地域の拡大・発展からソフトによる地域の充実へ

戦後、右肩上がりの成長を続けてきた日本では、地域においてもハード整備や質・量の両方の面で発展を続けていくことが当然のこととして受けとめられてきました。

しかし、人口減少社会と長引く低成長時代のもとでは、地域住民の心の豊かさや暮らしやすさにつながる持続可能なソフト面での充実がとても重要です。本県においても、県民、市民活動団体、企業や行政等が横断的に連携して地域資源を再発見・活用しながら、地域内のヒトやモノが循環する流れをつくりだしていくことが求められます。

#### (5) ニーズ・価値観の多様化

成熟した現代社会においては、個人が様々なライフスタイルや価値観を選択するようになっています。これに伴い、本県でも社会的なニーズや課題がますます多様化、複雑化してきています。これに対し、行政による解決には一定の限界があります。

## 2 県民と行政がともに創り上げる地域社会

### (1) 県民活動が社会的課題解決の切り札に

地域の課題を県民自らが自発的に解決していく県民活動は、行政では難しい地域の事情に即したきめ細かな対応や、臨機応変な対応が期待できます。こうした特徴を生かし、県民と行政が適切に協働し、行政サービスとともに県民活動によって地域の課題が解決され、より暮らしやすく魅力や活力にあふれた地域社会づくりが実現していきます。

また、県民にとっても自らの知識や経験、能力を生かし、県民活動に参加することで、自己実現の場ともなります。

このように、県民活動を推進していくことで、行政だけでなく、県民全てが社会的課題の解決に取り組んでいくことが重要となっています。

### (2) 新たな自治のあり方のもとで重みを増す協働

戦後の日本の成長を支えてきた中央集権的な行政システムは、社会的なニーズの多様化が進むにつれ、画一的で非効率な面が明らかとなり、地域の行政課題への対応を、住民に近い地方自治体で決定できるようにする地方分権改革が進展しつつあります。

県行政や市町村行政で決められる事柄が多くなることで、県民が自らの意思を行政サービスに反映させやすくなり、県民と行政とのパートナーシップがより大きな意味をもつことが期待されます。

### (3) 「新しい公共」という考え方とNPO法等の改正

「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかつた領域を官民協働で担つたりするなど、市民、市民活動団体、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、市民活動団体、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会です。

「新しい公共」の考え方は、平成以降新たな公共経営のあり方として国及び地方自治体において取り組まれてきており、平成20年には国土形成計画において今後の地域経営の機軸となるべきものと位置づけられました。

また、国が22年1月に設置した「新しい公共」円卓会議において22年6月に発表された「新しい公共」宣言では、新しい公共とは「古くからの日本の地域や民間の中にあったが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにはかならない」とし、新しい公共の基盤を支える制度整備として、税制改革を速やかに進めるなどを期待する旨が表明されました。

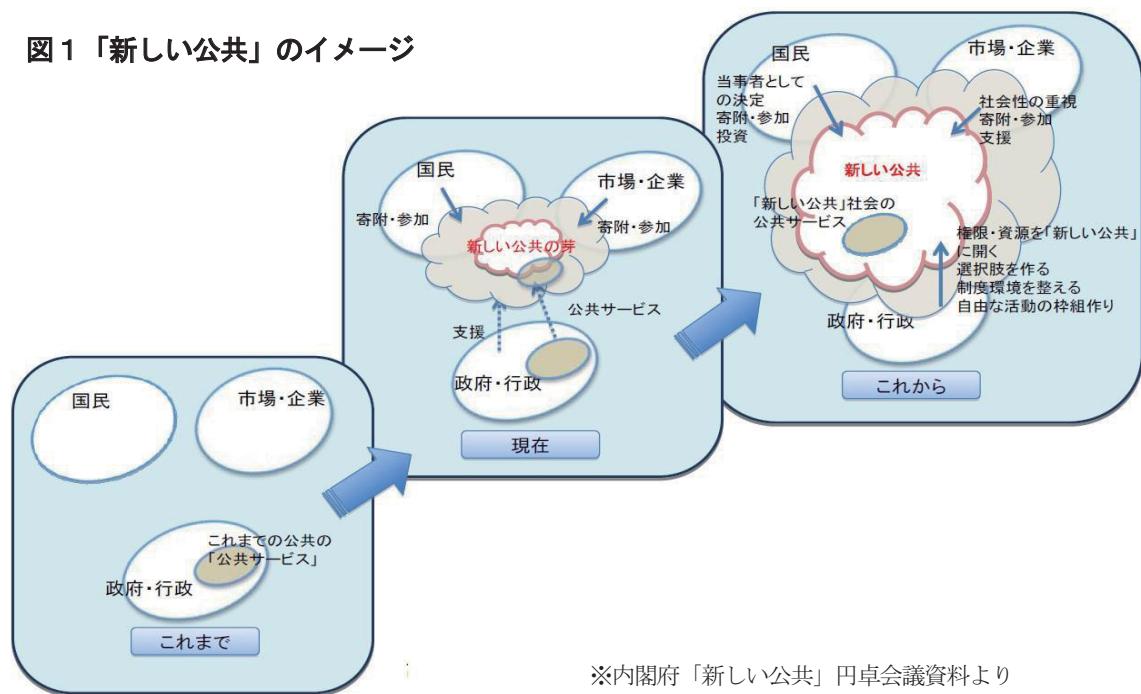
これを受け、平成23年6月にNPO法が改正され、個人や企業からNPO法人への寄付を促す税制上の仕組みである認定NPO法人制度について、認定事務が国税局から都道府県・政令指定都市に移管され、新たに仮認定が導入されるなど、制度の使いやすさが大きく向上しました。併せて、地方税法においては、自治体の条例で指定されたNPO法人に対する個人の寄付を個人住民税の寄付金税額控除対象とする制度が新設されました。

また、同じく平成23年度から開始された国の「新しい公共支援事業」を通じ、全国の都道府県が「新しい公共」の担い手である市民活動団体等を対象として、

活動基盤の整備や寄付募集の促進、融資利用の円滑化のための支援、新しい公共の場づくりのためのモデル構築等を進めています。

これら各種の制度や事業を活用することで、「新しい公共」によるきめ細かなサービス提供が実現し、地域社会の課題解決が進むことが期待されます。

図1 「新しい公共」のイメージ



### 3 社会貢献活動に関する全国の状況

#### (1) ボランティア活動の広がり

社会的ニーズが多様化している時に、大きな力を発揮するのがボランティアです。ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動は、身近な地域や市町村、都道府県を越えた広域で行われており、活動分野は、社会福祉に限らず、教育、国際交流、環境など広範囲にわたっています。総務省の「平成18年社会生活基本調査」によると、全国におけるボランティア活動の行動者数（過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数）は2,972万2千人となっています。

ボランティア活動自体は個人が行うものですが、実際の活動場面としては、ボランティア活動のグループ、サークルなどの市民活動団体や、自治会・町内会、PTA、学校・大学などで行われるもののが数多くあり、その態様も多様化しています。

また、行政から委嘱を受けて公的活動を行っている民生委員・児童委員、青少年相談員や交通指導員などのいわゆる「制度ボランティア」の活動もあります。活動の動機についても、これまでの慈善や奉仕の精神に止まらず、広がりを持った地域社会への参加や自己実現の要求など多様です。

様々な活動分野の中でも、社会福祉分野はボランティアの活動環境が最も整備された分野の一つです。昭和26年に制定された社会福祉事業法により、社会福祉協議会や社会福祉法人が誕生し、政府の委託により社会福祉サービスを行うこととなったのが始まりです。その後、昭和48年度に厚生省が、市区町村の社会福祉協議会に現在のボランティアセンターの設置を奨励し、全国各地で設置が進みました。

ボランティアセンターは国民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として大きな役割を果たし、昭和55年には160万人だったボランティア活動者数（都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会ボランティアセンターで把握している人数）は平成19年には830万人と約5.2倍になっています。

なお、東日本大震災のような自然災害の発生時に被災地で災害救援や復旧等のボランティア活動を展開する際には、社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを開設し、同センターを中心に災害ボランティアの募集・受付など各種の調整を行うことが一般的になっています。

#### (2) 市民活動団体の成長

市民活動団体は、昭和40年代頃から公害問題や消費者問題等の社会問題の解決を中心に取り組んできましたが、平成7年の阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍を契機として平成10年に施行されたNPO法によって、法人化が急速に進んでいきました。比較的簡便な認証手続により設立が可能なこともあって、全国のNPO法人数は、平成11年度末の1,724法人から、平成22年度末には約25倍の42,387法人となっています。

活動の内容も多様化が進み、子育て支援やひきこもり・ニートの若者支援等、社会情勢の変化により生じている様々な課題解決に多くの団体が取り組んでいます。

市民活動団体の増加に並行して、多くの都道府県で県行政や市町村行政により各種の支援施策や市民活動支援センターの設置が進められています。市民活動

支援センターは、市民活動団体に関する各種情報提供や相談対応の窓口として、また、市民活動団体が地域課題を解決していく上で、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政などの様々な主体との仲介役、調整役として、重要な役割を果たしています。また、このような役割は、行政だけでなく、「N P Oを支援するN P O」である民間の市民活動支援組織（中間支援組織）も担っています。

### （3）企業による社会貢献活動

近年では、企業も社会貢献活動の重要な担い手となっています。様々な企業が、社会貢献を企業活動に欠くことのできない重要な活動の一つととらえて取り組んでおり、社団法人日本経済団体連合会が会員企業を対象に行った「2009年度社会貢献活動実績調査結果」によると、1社あたり平均で4億円を上回る金額を社会貢献活動に投じていることが分かります。

企業による社会貢献活動の主な内容としては、従業員が活動する社会貢献活動プログラムや金銭・物品の寄付をはじめ、ボランティア休暇制度の導入や従業員個人が参加しているボランティア活動への金銭の支援など、様々な形がみられます。

こうした取組は、企業活動が拡大し、社会の中での存在が大きくなるにつれて、「企業の社会的責任（C S R）」として社会からの要請が強まっていることを背景にしています。C S Rは社会貢献活動に限らず、法令遵守、製品の安全、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重など、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組と考えられています。

#### ・ボランティア休暇について

ボランティア休暇制度の導入は、「企業の社会貢献元年」と言わされた平成2年以降、大企業を中心に「ボランティア休暇」や「社会貢献活動休暇」などの名称で徐々に進んできました。厚生労働省の「平成19年就労条件総合調査結果」によると、ボランティア休暇を導入している企業の割合は2.8%に留まるものの、企業規模が大きくなるほど導入企業の割合が高く、労働者数が1,000人以上の企業では17.7%となっています。また業種別では「電気・ガス・熱供給・水道業」と「金融・保険業」で割合が高くなっています。

阪神・淡路大震災でボランティアの役割が広く認知されてから、行政機関でも導入が進んできました。平成9年には国家公務員に「ボランティア休暇」が導入され、その後、自治体の多くも「ボランティア休暇」を設けるようになってきています。千葉県庁でも、平成9年に特別休暇として導入されています。

## **(4) 東日本大震災を契機とした意識の高まり**

### **① 震災で明らかになった「共助」の大切さ**

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」のような大規模災害時には、危機管理や危機回避の全てを行政で対応するには限界があり、「自助」や「共助」を基本とした地域コミュニティにおける助け合いによる防災、被災対応が不可欠です。

地域や自主的な活動団体で支え合う「共助」は、当該地域の事情に配慮した、きめ細かく柔軟な対応が期待できます。

### **② ボランティアとしての主体的参加意識の高まり**

東日本大震災を契機に、多くの国民の間でボランティア参加や寄付など、様々な形での社会貢献活動が盛んになりました。本県でも、多くの市民活動団体やボランティアが活躍しており、地域の課題を自ら解決しようとする県民意識の高まりにもつながっています。

### **③ 被災地支援で市民活動団体の重要性が明らかに**

今回の震災では、市民活動団体が避難所の運営支援や炊き出し等をはじめ、被災者のメンタルケアのような専門的な支援活動、全国にまたがる連携体制を生かした支援活動を展開したことから、市民活動団体の強みである課題解決力やコーディネート力、組織・ネットワーク力などの重要性があらためて強く認識されました。

### **④ 企業による社会貢献活動の進展**

今回の震災を契機に、企業による社会貢献活動にも大きな変化が見られました。震災直後には帰宅困難者の受け入れや被災地への義援金送付が多くみられましたが、その後も、社員を現地に派遣して復興支援などを行う企業も相次いで出てきており、震災からの復旧・復興に大きな力となりました。こうした企業による社会貢献活動にも、市民活動団体やボランティアと並んで大きな期待が寄せられています。

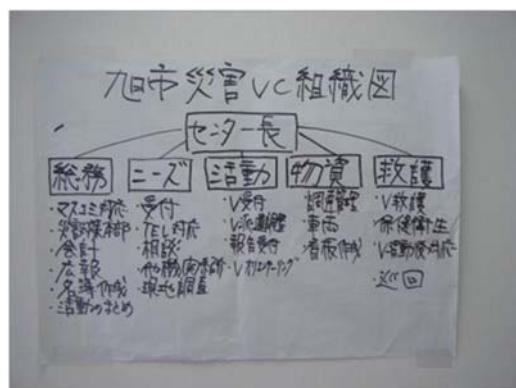
### ・東日本大震災における市民活動団体の活動事例

平成23年3月の震災発生以降、全国で数多くの市民活動団体が様々な被災地支援を行っています。本県も被災県の一つであり、県内の多くの市民活動団体による支援活動が行われています。その活動の一例を紹介します。

#### 【市民活動団体と社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援】

バイクの機動性を生かした災害救援ボランティア活動を行う特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイクは、平成23年3月12日（地震発生の翌日）から県社会福祉協議会職員と共に県内各地の情報収集を行い、津波被害が大きかった旭市においては、旭市社会福祉協議会と協議のうえ、旭市災害ボランティアセンターの開設準備から社会福祉協議会や他の団体とともに、3月31日の閉所まで継続的に運営を支援しました。

また、3月13日には、日本赤十字社千葉県支部の依頼により救援物資の積み込み作業を支援しました。



旭市災害ボランティアセンターの組織図



被災地内の復旧支援活動

#### 【福島県からの避難者への支援】

松戸市では、東日本大震災で被災した福島県から300人近い方々を避難者として受け入れたことをきっかけに、平成23年3月23日に市内の市民活動団体やボランティアからなる東日本大震災被災者支援ネットワーク松戸が立ち上げされました。

同年4月には、福島県いわき市で避難者約1,000人に炊き出しを行ったほか、福島市内の避難所へ4トントラック一台分の生活用品や自転車などの支援物資を届けました。

また、松戸市に居住している被災の方への支援として、生活必需品（布団、食器、台所用品、収納家具など）や自転車の提供、子どもへの学習支援、地元の電器店のネットワークによる中古電化製品の収集提供、千葉県弁護士会と被災者をつなげる原発補償の相談会や税理士会と被災者をつなげる税金の免除申請に関する相談会の開催などの活動を行っています。



いわき市内での炊き出し



支援物資の積み込み作業